

業務方法書の一部改正について

1 業務方法書（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（一括清算） 第84条（略） 2～5（略） <u>6 当社は、その裁量により、当該 DVP 参加者に対して有価証券を引き渡すことにより、当該一の債務の全部又は一部の弁済とすることができる（以下、当該一の債務の全部又は一部の弁済として DVP 参加者に対して引き渡される有価証券を「代物弁済対象有価証券」という。）。この場合、一括清算事由が発生した日より起算して3日目の日における代物弁済対象有価証券の時価総額の限度で、当該一の債務が消滅するものとする。また、当社は、その裁量により、第1項に定める有価証券引渡返還債務の対象である有価証券のうち換価又は時価の算定が困難であると当社が判断するものを当該 DVP 参加者に引き渡すことができる。</u></p> <p>（差引計算） 第85条（略） 2（略） （1）（略） （2）この業務方法書に基づく当社の当該 DVP 参加者に対する債務のうち金銭支払返還債務により、<u>当該 DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務等及びその他のこの業務方法書に基づく当該 DVP 参加者の当社に対する債務を消滅させるに足りない場合に、当社は、有価証券引渡返還債務について、次に掲げる順序に従い、その残額債務を消滅させるに必要な範囲で充当するものとする。</u></p>	<p>（一括清算） 第84条（略） 2～5（略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>（差引計算） 第85条（略） 2（略） （1）（略） （2）この業務方法書に基づく当社の当該 DVP 参加者に対する債務のうち金銭支払返還債務により、<u>この業務方法書に基づく当該 DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務すべてを消滅させるに足りない場合に、当社は、有価証券引渡返還債務について、次に掲げる順序に従い、その残額債務を消滅させるに必要な範囲で充当するものとする。</u></p>

a～b (略) 3～8 (略)	a～b (略) 3～8 (略)
--------------------	--------------------

2 附 則

この改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

以上